

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年2月17日
【ファンド名】	ドイチェ・ライフ・プラン30 ドイチェ・ライフ・プラン50 ドイチェ・ライフ・プラン70
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 弘貴・ゲアハルト・ヴィースホイ
【本店の所在の場所】	東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー
【事務連絡者氏名】	砂田 光
【連絡場所】	東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー
【電話番号】	03(6730)1300
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【臨時報告書の提出理由】

「ドイチェ・ライフ・プラン30」、「ドイチェ・ライフ・プラン50」及び「ドイチェ・ライフ・プラン70」（以下「各ファンド」といいます。）について、信託終了（繰上償還）の手続きを開始することを決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に従い、本臨時報告書を提出するものです。なお、各ファンドは一部確定拠出年金での取扱いがあり、諸手続きに時間を要するため、直ちに信託終了（繰上償還）を行うのではなく信託期間を2027年2月10日までとする変更を行います。

2【報告内容】

イ 信託終了（繰上償還）の年月日

2027年2月10日（予定）

各ファンドについて、異議申立てをされた受益者の受益権口数の合計が2026年2月18日現在の受益権総口数の二分の一を超えない場合、信託期間を2027年2月10日までとして、信託終了（繰上償還）します。

ロ 信託終了（繰上償還）に係る決定に至った理由

各ファンドの信託期間は無期限となっておりますが、運用残高の減少に伴い、運用の基本方針に則った運用を継続することが困難であると判断いたしました。

ハ 信託終了（繰上償還）に係る決定に関する情報の受益者に対する提供または公衆縦覧

2026年2月18日付の日本経済新聞に公告を行います。また、各ファンドの知られたる受益者に対して、信託終了（繰上償還）に係る情報を記載した書面を交付します。

以上